

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

計 19 枚（本紙を除く）

Vol.1 2 4 1

令和6年3月29日

厚生労働省老健局

介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしく願います。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3986、2270)
FAX : 03-3503-7894

老発0329第5号
令和6年3月29日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 改正省令の趣旨

（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

（2）総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

（3）介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の改正を行う。

第2 改正省令の内容

(1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
 - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
 - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
 - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
 - ・ その他所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。
※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日